

令和6年12月2日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

住田町長 神田 謙一

市町村名 (市町村コード)	住田町 (441)	
地域名 (地域内農業集落名)	上町・下町・上在・柿内沢 (上町・下町・上在・柿内沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月15日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【上町・下町】高齢化により、耕作放棄地が増加している。集落に若手はいるものの、農業を継承しない世帯が多数のため、後継者の確保が難しい。

【上在・柿内沢】高齢化により、耕作放棄地が増加している。専業農家もあるが、大半が自家用栽培であり、後継者は十分ではない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域計画については定期的に見直しを行い、変更が生じた場合は各農林業振興会単位で協議を行い、決定することとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域内とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
受け手となる担い手が確保された場合は農地集積を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りにあたっては、農地中間管理機構の活用を促進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で取組の予定はなし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点で取組の予定はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--